

令和8年度京都府統計グラフコンクール募集要領

1 目的

統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、府内の小学生、中学生、高校生、大学生等及び一般から統計グラフを募集します。

2 主催

京都府

3 後援

京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、株式会社京都新聞社、株式会社京都放送

4 応募部門

京都府内に在住・在学・在勤の児童、生徒、学生及び一般の方

第1部 …………… 小学1・2年生の作品

第2部 …………… 小学3・4年生の作品

第3部 …………… 小学5・6年生の作品

第4部 …………… 中学生の作品

第5部 …………… 小中学生のパソコン統計グラフの作品

※ 第1部～第4部は、グラフ部分をパソコンで作成した作品は含みません。

第6部 …………… 高校生以上の作品（手描き・パソコン利用は問いません）

※なお、上記において、義務教育学校の前期課程は小学生、後期課程は中学生に、特別支援学校の小学部、中学部、高等部はそれぞれ小学生、中学生、高校生に、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校は高校生以上に相当するものとします。

5 課題

課題は各部とも自由です。ただし、小学4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

6 応募の方法

(1) 応募作品の規格等

ア 規格

各部とも、仕上げ寸法を72.8cm×51.5cm（B2判）とします（用紙は貼り合わせでもB2判であれば可）。

規格外の作品については、審査の対象外とします。

イ 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩（単色にても可）は自由としますが、裏面の板張り（パネル仕上げ）、表面のセロハンカバーなどは認めません。

ウ 応募点数等

1人の応募点数は制限しませんが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は認めません。

エ 合作の人数

1作品について、5人以内とします。

(2) 提出先

京都府総合政策環境部企画統計課又は府内市町村統計主管課（京都市各区役所を含む。）

(3) 締切日

ア 京都府総合政策環境部企画統計課

令和8年9月4日（金）必着

イ 府内市町村統計主管課（京都市各区役所を含む。）

令和8年9月2日（水）必着

(4) 応募上の注意

ア 応募作品は、自分で創作したもので未発表のものに限ります。

また、生成AI（人工知能）を利用して制作した作品は認めません。

イ ゆるキャラや五輪マークなど、第三者（応募者以外の者をいう。）が作成したイラストや写真等を使用しないでください（利用許諾の有無にかかわらず、第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用を禁止します）。

また、企業名や商品名も使用しないでください。

ウ 応募作品の裏面に、必要事項を明記した指定様式による応募作品票を貼り付けてください。

なお、住所、氏名、学校名は、正しい字体で書き（略字は使わない）、必ず「ふりがな」を振ってください。

エ 学校で作品を取りまとめて応募する場合には、表題・氏名・学年等を明記した出品作品名簿を提出してください。

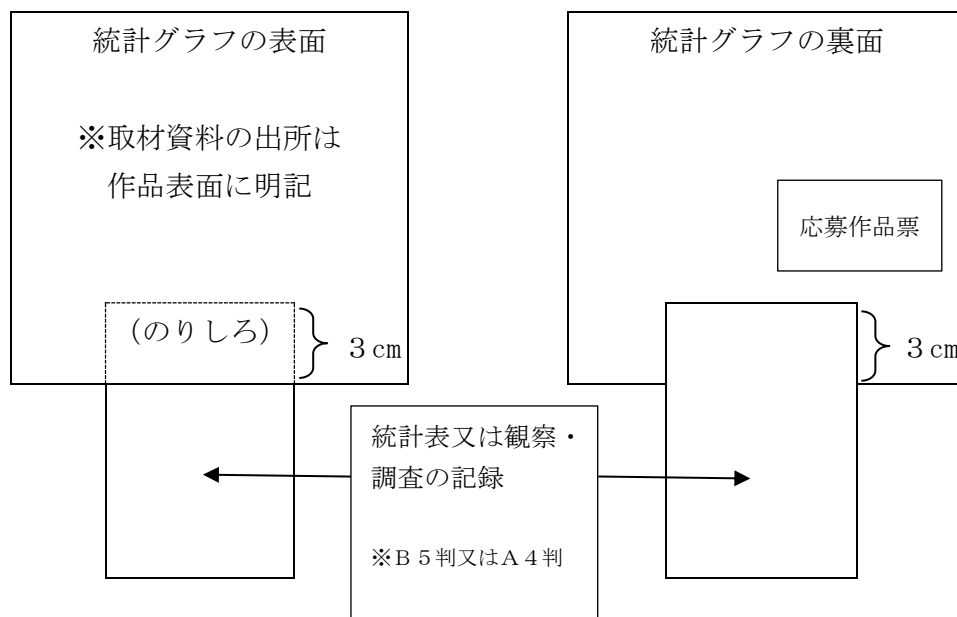
オ 自己の観察又は調査によった場合は、その観察又は調査の記録を別紙として付けてください。

カ 自己の観察又は調査によらないで、外から資料を得た場合は、その取材資料の出所を作品表面の適当な位置に明記するとともに、統計表（取材資料）を別紙として付けてください。

キ 観察、調査の記録又は作品に使用した統計表（取材資料）は、B 5判又はA 4判の用紙に記載し、作品の裏面下部に3 cm の「のりしろ」で、次の例のように貼り付けてください。

なお、統計表（取材資料）が3枚以上になる場合には、京都府、応募する部名、制作者氏名を記載したA 4判の封筒に入れて作品の裏面に貼り付けてください。

(例)



ク 小中学生の作品で、グラフ部分をパソコンで作成したものは、第5部に応募してください。

ケ 作品の表面に氏名や学校名等を記載しないでください。

コ その他、「統計グラフ作成上の留意点」を参考にしてください。

(5) 指導上の注意（指導者の方に）

児童、生徒を指導する際は、次のことについて特に留意してください。

ア 資料の選択や取扱方法についての示唆、助言は差し支えありません。

イ グラフの作成は児童・生徒の自主性を尊重し、技法的に介入しないでください。

ウ 切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分に指導、点検をしてください。

7 作品の審査

(1) 審査基準

応募作品は、次の基準によって審査します。

ア 共通基準

(ア) 誤りはないか

目盛り、単位の取り方、文字・数字、脱字、記入漏れ、円グラフの起点

(イ) 書き落としはないか

資料の出所、観察・調査の方法

(ウ) 的確か

見出し（主題）の表現、配色

イ 各部別基準

(ア) 第1部・第2部及び第5部（うち小学4年生以下の作品）

身近な課題をとらえて、ふさわしい観察・調査をし、グラフに表しているか。

(イ) 第3部～第6部

a 統計データを正しく理解し、グラフ化することによってデータの持つ事象が理解されやすくなるよう、工夫されているか。

b 訴えたい主題が的確にグラフに表れているか。また、主題は斬新で興味を喚起するものであるか。

(2) 審査方法及び審査員

審査は二段階に分けて行います。

京都府総合政策環境部企画統計課（以下「府企画統計課」という。）職員等による予備審査で選定された作品について、教育関係者及び後援団体関係者等を審査員とする「京都府統計グラフコンクール本審査会」において審査を行い入賞作品を決定します。

8 入賞作品の発表

入賞作品の発表は、令和8年10月中旬までに、応募者の在学する学校又は応募者本人あて通知するとともに、京都府ホームページにおいて結果及び入賞作品等を掲載します。

発表に当たっては、作品ごとに作品名、制作者の氏名のほか、制作者が所属する学校名及び学年（制作者が児童・生徒・学生の場合）又は制作者が居住する市町村名（制作者が一般の方の場合）を記載します。

（なお、入賞者に対しては、児童・生徒・学生の場合は所属学校長を通じて、一般の方の場合は本人に通知します。）

9 表彰

入賞者については、統計功労者表彰式（開催時期未定）において表彰します。

10 入賞区分及び賞

(1) 京都府知事賞

各部門から1点以内（賞状及び副賞を贈呈）

(2) 京都市長賞

全ての部門から1点（賞状及び副賞を贈呈）

(3) 京都府教育委員会教育長賞

全ての部門の児童・生徒の作品の中から1点（賞状及び副賞を贈呈）

(4) 京都市教育長賞

全ての部門の児童・生徒の作品の中から1点（賞状及び副賞を贈呈）

(5) 京都新聞賞

全ての部門から1点（賞状及び副賞を贈呈）

(6) KBS京都賞

全ての部門から1点（賞状及び副賞を贈呈）

(7) 佳作

全ての部門から計6点以内（賞状及び副賞を贈呈）

(8) グラコン学校特別賞

学校で作品を取りまとめ、連続して5年応募した学校（賞状を贈呈）

ただし、同一校については一回の表彰とします。

11 統計グラフ全国コンクールへの出品

入賞作品のうち優秀な作品については、公益財団法人統計情報研究開発センターが主催する第74回統計グラフ全国コンクール（以下「全国コンクール」という。）へ出品します。

12 その他

- (1) 入賞作品の著作権は、ホームページでの使用を含めて、作品返却後も引き続き、京都府に帰属します。（ただし、全国コンクールにおける特選及び入選の作品（以下「入選作品」という。）は、公益財団法人統計情報研究開発センターに帰属します。）
- (2) 応募作品は年度内に返却します。ただし、全国コンクールの入選作品は翌年度に返却します。
- (3) 入賞作品は、統計の普及啓発目的のため、その全部又は一部を場合によっては加工の上、印刷物やホームページ、作品展等の機会において使用することがあります。
- (4) 入賞作品については、作品名、制作者の氏名、所属する学校名・学年（児童・生徒・学生の場合）、居住する市町村名（児童・生徒・学生以外の場合）等の情報が報道されることがあります。
- (5) 京都府において京都府統計グラフコンクール入賞作品展を行うほか、府内市町村等から入賞作品に係る貸与要望があった場合、各市町村等が行う統計関係行事において展示されることがあります。
- (6) 本コンクールの実施に当たり、応募作品票に記入された個人情報、入賞作品の発表、応募作品の返却、賞状・副賞等の贈呈、作品展示会及び表彰式の開催、作品集の発行、報道機関への提供及び全国コンクールへの応募のために利用し、これら以外の目的に利用、提供することは一切ありません。
- (7) 問合せ先
京都府総合政策環境部企画統計課情報分析係
住所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-4487
電子メール kikakutokei@pref.kyoto.lg.jp

統計グラフ作成上の留意点

過去の審査経過からみて、統計グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていないなかったり、内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が多く見受けられますので、次の諸点に十分留意してください。

- 1 観察記録が添付されていること（自己の観察によった場合）。
（要領6(4)オ関連）
- 2 取材資料の出所をグラフ作品の表面上適当な位置に明記するとともに、その資料を別紙として添付すること（自己の観察によらない場合）。
（要領6(4)カ関連）
- 3 資料の数値等と作品のグラフの表示（数値等）が符合していること。
- 4 作品につけた表題とグラフの内容が一致していること。
- 5 使用した統計資料の時点が明記されていること。
- 6 誤字・脱字がないこと。
- 7 用紙の仕上げ寸法は要領6(1)アの規格によること。
- 8 パソコン統計グラフについては、必要により、手描きや彩色によって、見る人に楽しく、興味を持たれるよう創意工夫すること。
- 9 鉛筆の下書きはきれいに消すこと、また、鉛筆書きのままにしないこと。
- 10 作品の表面に氏名や学校名等を記載しないこと。
- 11 新聞、雑誌等の編集著作物をはじめとする著作物は、著作権法で保護されているため、応募作品に新聞の切り抜き等は使用しないこと。